

白井市地域自立支援協議会設置要綱

（設置）

第1条 障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす定期的な連絡調整協議の場として白井市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- （1）福祉サービス利用に係る委託相談支援の中立・公平性の確保に関すること。
- （2）困難事例への対応のあり方に関する情報共有協議及び調整に関すること。
- （3）地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた連絡調整協議に関すること。
- （4）地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- （5）市障害者計画及び市障害福祉計画の進行状況についての確認及び情報の共有における協議に関すること。
- （6）差別解消支援地域協議会に関すること。
- （7）精神障害者の地域生活に関すること。
- （8）医療的ケア児（者）の地域生活に関すること。
- （9）前各号に掲げるもののほか、障害者福祉について必要と認められること。

（組織）

第3条 協議会は、委員22人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- （1）相談支援事業者
- （2）障害福祉サービス事業者
- （3）保健・医療機関関係者
- （4）教育・雇用機関関係者
- （5）障害者団体関係者
- （6）その他地域の障害福祉推進のために市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 会議を非公開とする場合は、会長が協議会に諮って定める。

(作業部会)

第7条 協議会に、第2条の協議事項を専門的に検討するため、作業部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び第6条第3項により出席したものは、会議及び作業部会で知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。

(報償費)

第9条 委員が会議に出席した場合は報償費を支給する。

2 委員のうち国及び地方公共団体の常勤の職員並びに報償費を辞退したものに対しては、支給しない。

3 委員の報償費の年額は、20,000円とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年11月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に白井市障害者支援施設等の整備推進検討委員会設置要綱(平成19年6月18日決裁)の規定により白井市障害者支援施設等の整備推進検討委員会委員に委嘱されている者は、平成20年3月31日までの間この要綱の規定により白井市地域自立支援協議会委員に委嘱されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成24年5月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成28年9月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成30年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和2年7月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和4年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和6年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。